

令和7年6月24日

どんぐり公園周辺を考える会 様

質問状への回答書

以下の通り、回答いたします。

質問①

都市計画決定前の説明会において、「住民の立ち退きや収用の可能性」について一切説明がなされませんでした。その理由を明確にしてください。

都市計画法第16条では、公聴会の開催等を通じ、住民の意見を反映させるための措置を講ずることが規定されています。本計画の決定において「住民の立ち退き」が必要になるにもかかわらず、公聴会を開かず、さらに説明会でその点に言及しなかったのはなぜでしょうか。理由をお示しください。

回答①

都市計画決定前の素案説明会では、「計画変更新線の部分として、原寺分橋付近・区立関根文化公園付近・都立善福寺川緑地付近がある」こと、「この区域について上空から地下までを都市計画の範囲として定め、取水施設等のための用地として活用させていただく」ことをご説明しました。

本調節池の都市計画手続きでは、都市計画法第16条（公聴会の開催等）に基づき、令和5年8月下旬に都市計画素案説明会を4回実施し、地域の皆様方からご意見をいただく場を設けました。その後、計画案を作成し杉並区の意見聴取後、都市計画案の公告縦覧を行い、住民の皆様の意見を伺っています。

加えて、都市計画素案説明会とは別に事業説明会を令和5年12月に2回、令和6年1月に1回の計3回実施しました。

引き続き、説明会などを設け、地域の皆様にご理解・ご協力得られるように進めていきます。

質問②

原寺分橋付近は、善福寺川の中でも特に親水性が高く、近隣住民や学校の生徒たちに長年親しまれてきました。しかし、本計画の実施により、その利用ができなくなる、あるいは中断を余儀なくされる可能性があります。この点について、住民への同意取得や協力依頼の必要性はないのでしょうか。

回答②

善福寺川の原寺分橋付近は、地域の皆様に親しまれている環境であり、また近隣の学校等では善福寺川を利用して体験学習が行われていることを認識しています。

工事期間中においても、これまでの活動が極力継続できるように配慮していきます。

引き続き、説明会などを設け、地域の皆様にご理解・ご協力得られるように進めていきます。

質問③

都市計画決定前の説明会において、「区分地上権」についての言及が一切ありませんでした。なぜこの重要な権利について説明がなされなかったのか、その理由を明確にしてください。

都市計画法第16条に基づけば、区分地上権者の同意を必要とする本件都市計画の決定に際し、公聴会の開催が求められます。にもかかわらず、説明会を開催するのみで「区分地上権」について言及しなかった理由を明示してください。

回答③

都市計画決定前の素案説明会では、計画変更新線の立体的な範囲を定める区間について、説明資料で断面イメージを記載し、「立体的な範囲で都市計画を定める」ことをご説明しました。

あわせて、「この範囲に土地を所有する方は、地下の利用に関わる権利の手続きをさせていただくが、建物等の用地を引き続き利用いただける」ことをご説明しました。

引き続き、説明会などを設け、地域の皆様にご理解・ご協力得られるように進めていきます。

質問④

私たちの地域では、毎年大雨時に道路の内水氾濫が発生しています。2024年7月には、マンホールからの内水氾濫により住民被害が出ました。この問題は、武蔵野市からの下水流入が原因であることが明らかですが、私たちの再三の訴えに対して東京都・武蔵野市・杉並区はいまだ解決策を示していません。東京都として本件と連携した具体的な内水氾濫対策と総合的水害計画の説明がされていません。この問題を解決するための具体的な対策を明示してください。

回答④

神田川流域における豪雨対策は、神田川流域豪雨対策計画等に基づき、雨水流出抑制対策や、下水道の内水氾濫対策、河川の洪水対策など、各主体が連携して総合的に取り組んでいます。

具体的には、流域自治体等は、雨水の流出を抑制するために、雨水貯留施設や浸透施設を設置する等の流域対策を進めています。

下水道は、河川の流せる能力にあわせて、下水道の整備を行うとともに、雨水の流出抑制などを進めていくことで、河川への負荷を低減する等の対策を行っています。

河川は、河道や調節池等の整備による洪水対策を着実に進め、川で流せる能力を向上させることで、地表面や下水道から流入する洪水を下流に安全に流す対策を行っています。

本調節池等の整備など河川の整備が進むことで、河川からの溢水被害を防ぐとともに、下水道の放流量を段階的に増量することができることから、内水被害の軽減にも効果が期待できると考えています。

武蔵野市においては、杉並区西荻北4丁目で発生しているマンホールからの内水氾濫について、令和6年度に溢水する人孔周辺一帯の下水道施設に暗視カメラや水位計を設置して現況把握を行い、令和7年度には、雨期の現況を確認したうえで浸水シミュレーションを実施し、浸水等の発生原因の分析、浸水を軽減できる対策案を検討すると市から聞いています。

引き続き、これら各主体が連携して総合的な治水対策を進めることで、善福寺川流域の水害を防止・軽減に努めていきます。

質問⑤

巨大取水口と管理棟の工事の過程と建設後に、井荻公園全体の環境保全と湧水にどのような影響を与えるのか、事前調査の結果を開示してください。

回答⑤

(1) 区立井荻公園全体の環境保全について

本事業では井荻公園の低地部を使用します。高地部は使用しません。また、低地部の工事範囲にある樹木については、可能な限り伐採せず、事業用地内に移植するなど、地域の環境を保全できるように検討していきます（資料①参照）。

(2) 湧水について

これまで行ってきた地下水調査や地質調査の結果をもとに、現況の地下水が、工事によってどのような影響が出るかを検討しています。

今後、現地の状況を詳細に検討するために、湧水箇所直近に観測井戸を設置して地下水位を観測することや、河川内での水量を調査することが必要となります。

このため、現地での作業へのご理解・ご協力をよろしくお願いします。

なお、調査により得られたデータ等については、今後開催する説明会においてご説明させていただきます。

質問⑥

原寺分橋周辺で発生する区分地上権の問題に関して、この地域の詳細な設計内容が公表されていません。区分地上権者が理解しやすい形で、設計の詳細を開示してください。

回答⑥

資料②～⑦のとおり、過年度の説明会等を通じて現時点の設計内容をお示ししてまいりました。

原寺分橋付近のトンネルの平面及び断面図を資料②に示します。

また、原寺分橋付近には、トンネルのほかに取水施設、立坑、管理棟、機械棟、ゲート棟を整備いたします。当該箇所 の 現段階での設計内容や、各施設の目的及び概要は、資料③及び資料④に示します。

トンネルの構造は、外径が 8.1m、厚さ約 30 cmの主に合成セグメント（鋼材とコンクリートのそれぞれの強みを併せ持つ高強度な構造体）で構築していきます。トンネルを構築していくにあたり、シールド工法にて地下部を掘削して施工します。

資料⑤、⑥のとおり、ルート上では、事前にボーリング調査を行っており、地盤の状況を把握した上で、地盤条件に適合した工法を採用します。また、施工中も地表面の変状を計測し、異常がないことを確認しながら、安全・確実に施工していきます。

また、完成したトンネルについて、都では河川構造物を長期にわたり健全な状態に保つよう、定期的な調査・対策を行いながら、維持管理を行っていきます（資料⑦）。

なお、区分地上権設定に関わる詳細については、トンネルの位置や深さが関係権利者により異なるため、図面等を用いて別途個別にご説明していく予定です。

連 絡 先 窓 口

東京都第三建設事務所